

各局(室) 区長 様

財政局長

市内中小企業者への優先発注の徹底について

日頃から、財政局関連の業務にご協力いただきありがとうございます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応等における社会経済活動の自粛要請等により、市内中小企業者の景況感は著しく悪化し、今後の事業活動に対する影響拡大が懸念される状況にあるところです。

本市におきましては、日頃から市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、市内中小企業者への優先発注に取り組んでいるところですが、今般の状況を踏まえ、より一層の市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、各所管課におきましては、「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針(※)」に基づく優先発注について徹底するほか、出資法人、PFI事業者及び指定管理施設における事業においても、本市と同様に、より一層の市内中小企業者への優先発注に取り組んでいただくよう、周知徹底をお願いします。

(具体的な対応例)

- 一般競争入札の実施にあたっては、原則として「市内中小企業者であること」を入札参加資格とすること。
- 指名競争入札の実施にあたっては、原則として市内中小企業者を選定すること。
- プロポーザル方式や総合評価方式等、価格以外の項目について評価する入札等を実施する場合は、市内中小企業者を活用すること等を評価項目として採用すること。
- 発注案件等を経済合理性・公正性等に配慮し、適切に分離・分割すること等により、市内中小企業者の受注の機会の増大を図ること。 等

(※ 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針)

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/cmsfiles/contents/0000109/109442/02kihonhoushin.pdf>

財政局資産管理部契約課調整係 担当

24712 (200-2090)